

# 坂田社労士事務所便り

## 年金額試算サービス始まる

2005 年 12 月から社会保険庁はインターネットに接続できる、携帯電話から年金額を簡易に試算するサービスを始めました。一定の条件を満たせば誰でも利用でき、年金加入期間などを自分で設定して試算することができます。試算の対象は、社会保険庁が支払う老齢基礎年金、老齢厚生年金の年金額（つまり、「基金」の分は反映されません）ですが、将来の年金額を保障するものではありません。

### ◆アクセス方法

携帯電話で下のアドレスを直接入力し、「自分でできる年金額簡易試算」をクリックすると試算のために必要な項目を入力することができます。

<http://www.sia.go.jp/k/>

このシステムを利用するには次のような前提条件があります。

- ①簡易試算を行う時点で、60 歳未満であること
- ②簡易試算を行うには、加入期間が合計 25 年（300 月）以上あること。
- ③年金額は、60 歳到達月に退職しているものとして計算します。

一部の機種では利用できない場合がありますが、その場合はパソコンから社会保険庁ホームページの「自分でできる年金額簡易試算」を使って試算することができます。

### ◆実際の試算の方法

- ①生年月日と性別を入力します。
- ②これまでの年金の加入期間と厚生年金の期間については平均給与額を入力します。



- ③60 歳までに見込まれる年金の加入期間と厚生年金の期間について平均給与額を入力します。
- ④入力に間違いがなければ試算のスタートをクリックします。
- ⑤1 年間に見込まれる年金額、指定した年齢までのおよその累計額を求めることができます。

## 定年退職でも使える雇用保険

雇用保険には生活の安定や就職促進のために様々な仕組みがあり、基本手当の受給だけでなく、定年退職者でも利用できる制度がありますが、知らないと損をすることもあるようです。

### ◆基本手当は

退職前の 1 年間で通算 6 カ月以上雇用保険の被保険者になっていれば、基本手当をもらうことができます。定年退職者でも再就職する意思や能

力があり、ハローワークで求職の申し込みをすれば対象となり、被保険者期間によって給付日数が決められています。

受給できる期間は通常退職後1年間ですが、定年後しばらく休養してから働きたいという場合、定年退職者の場合、最長で1年間延長することができます。延長するためには、退職後2カ月以内にハローワークに行き、延長したい期間を申し出なければなりません。

また、雇用保険の基本手当を受け取ると、その期間中については、公的年金は受けられなくなるので、事前に受給できる年金額を社会保険事務所で試算してもらい、どちらを受けるか検討するとよいでしょう。

#### ◆基本手当のほかにも

基本手当のほかにも、被保険者期間など一定の条件を満たせば、定年退職者でも利用できる制度があります。

60歳から64歳が対象の高年齢雇用継続給付は、定年後に再就職し、賃金が60歳時より大幅に減った場合に、低下率に応じて一定額が支給されます。ただし、賃金額が一定水準より高い場合は対象外になります。

また、教育訓練給付は、パソコンや簿記など政府が指定する講座を受けて修了すると、かかった費用の一定割合を負担してくれます。定年になって現在働いていない人でも、退職後1年以内であれば対象となります。被保険者期間が5年以上ある場合は、受講料の4割（上限20万円）をもらえます。

## 児童手当、小学6年まで支給へ

少子化対策の一環として支給されている児童手当ですが、2006年4月から支給対象が引き上げられ、所得制限も緩和されることが決まりました。現在は、仮に夫婦と子ども2人の世帯とすると、給与所得者で年収780万円未満、自営業者については年収596万円未満の方に支給され、0歳から小学3年生までの子ども

の85%に支給されていますが、年収要件の緩和によって約90%の児童が対象となる見込みです。

#### ◆児童手当とは

児童手当は児童を養育する方に手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成および資質の向上に資することを目的に、現在は小学3年生までの児童を養育している方に第1子、第2子に対して月額5,000円、第3子以降に対しては月額1万円が支給されています。

2006年4月からは支給対象が小学6年生まで引き上げられ、所得制限も夫婦と子ども2人の世帯で給与所得者については年収860万円未満、自営業者は年収780万円未満に引き上げられます。

#### ◆必要な財源は

児童手当拡充のために必要な財源は2006年度から、たばこ税を1本につき85銭引き上げ、たばこの値段は1本1円の値上げでまかなうことが決まっています。

～坂田からひとこと～

所得税の増税改革は、「配偶者特別控除」に始まり、「老年者控除の廃止」「定率減税の廃止」など、増税ムードは増すばかりですね。その中で唯一、所得税控除項目に追加されるのが「地震保険料控除」です。地震保険に加入することにより、2007年度以降、所得税で最大50,000円、2008年度以降、個人住民税で保険料の半分（最大25,000円）控除されることとなっています。喜ばしいことのように思われますが、東南海地震が発生する可能性が大きい昨今、「自分の財産は自分で守れ」と言われている気がするのは私だけでしょうか…。みんなはどう思われますか？